

平成31年4月7日

## 平成31年 第9回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第52号 選挙人名簿から抹消する者について

## 議案第52号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成31年4月7日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数  
2人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数  
154人
- 3 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり
- 4 抹消年月日  
平成31年4月7日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

